

第2章 公害苦情

1 公害苦情の推移、受理状況

平成25年度の公害苦情件数は27件で、昨年度より5件少ない結果となった。公害の種類別苦情受理件数（図2-2）を見ると、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち大気汚染が14件と約半数を占め、次に騒音3件、悪臭1件となっており、その他の公害については9件であった。近年の個人情報保護の流れにより、匿名での通報が増加したこと、また焼却の通報自体が減ったため、全体的な件数は減少傾向にある。

大気汚染の苦情に関しては、野外焼却の煙による苦情がほとんどであり、家庭ごみや廃材等の焼却や、剪定した草木・落葉などの処分困っての焼却、農業を営む上でやむを得ない焼却などが多く見られたほか、事業所のオガクズ飛散による粉じん苦情もあった。焼却に関する苦情は、毎年全苦情の多くを占めているが、工場・事業場のものだけでなく家庭生活に関するものも多いのが現状である。このことを受け、市では一般家庭用の簡易焼却炉の無料回収や、早朝パトロールの実施、町会への回覧依頼によるパンフレットなどの配布を通して焼却の禁止を啓発するとともに焼却苦情の減少に努めている。騒音に関しては、事業所の空気圧縮機や換気扇の音、また鳥の鳴き声など様々な苦情が寄せられた。悪臭に関しては、家畜の糞尿の臭いによるものであった。その他の苦情については、主に空き地や遊休農地等の雑草の苦情がほとんどであった。

月別の苦情受理件数（表2-1）を見ると、4月・7月・11月がそれぞれ4件、次いで8月・12月・1月がそれぞれ3件となった。夏になり、窓を開けての生活時間が増えるに伴い、外部からの感覚的要因に起因する苦情が多いと思われる。特に空き地や休耕地に繁茂した雑草に対する苦情が目立った。冬場は草木や落葉等の野外焼却の苦情が大半を占めた。

用途地域別苦情受理件数（図2-3）について見ると、用途地域の指定のない区域が17件と大部分を占め、次いで住居地域が6件、準工業地域が3件、都市計画区域外が1件となった。住宅と田畑や雑種地が混在している地域における苦情が多く見られた。

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する不満の表明という側面を併せ持っており、公害行政に関する様々な問題を含んでいる。また、公害苦情は、紛争へと発展する前段階的要素を持っているので、こじれたり、拡がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理していくことが重要となる。

近年は、日常生活に密着した生活環境に係る局所的な近隣問題による苦情が増えており、以前の工場の生産活動に起因するいわゆる産業型公害によるものとは様変わりしてきている。こうした背景には、環境問題に関する世論が高まる中、より快適な環境の中での生活を望むという住民意識の高揚がある。近隣問題をめぐる苦情は、法的規制に馴染まないものが多く、その解決のため当事者間同士の十分な理解を得るため、事案に則した機動的かつ柔軟な対応を行っていく必要がある。特に騒音規制法や埼玉県生活環境保全条例に特定・指定されていない施設や機器の騒音問題については、より柔軟な対応が必要となってくるものと考えられる。

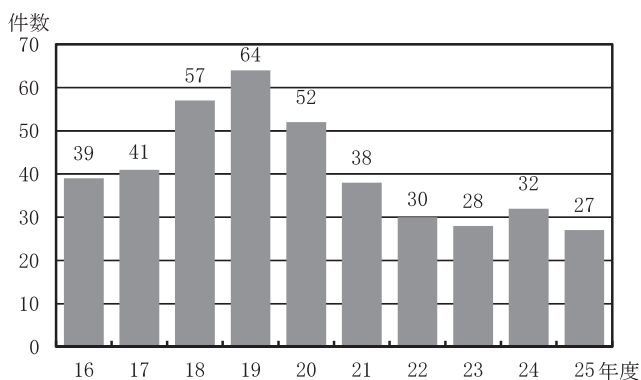
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放射線の影響が懸念されている。放射線に関しては、定期的な調査を継続し、情報公開を徹底することにより、市民の健康で安心な暮らしを守ることが重要である。

以上のように、本市における公害苦情は、市民生活に密着した多種多様な内容となっており、今後の環境行政には、関係法令に基づく適切な処理を行うことはもとより、地域社会の望ましい姿について正しい認識を基本に、幅広い見地から対応できる姿勢が求められる。

表2-1 平成25年度月別公害苦情受理件数

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	1	0	0	1	1	2	1	2	3	3	0	0	14
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	1	1	0	3	2	0	0	2	0	0	0	0	9
計	4	2	0	4	3	2	2	4	3	3	0	0	27

図2-1 年度別公害苦情受理件数



※平成16年度までは旧秩父市内における件数のみを表す。

図2-2 種類別苦情受理件数

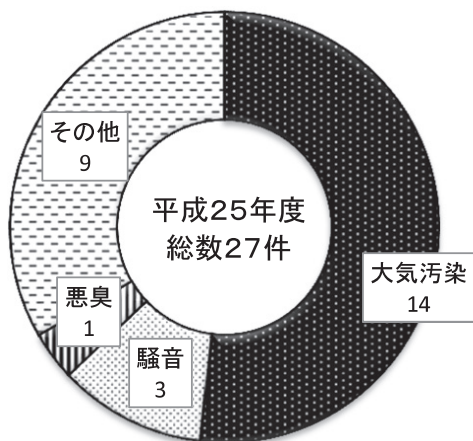


図2-3 用途地域別苦情受理件数

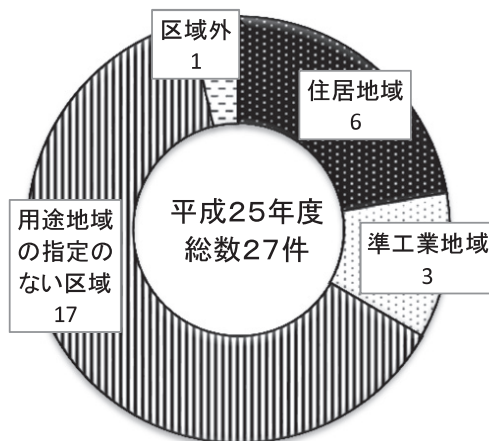


図2-4 年度別公害苦情内訳

